

公安委員会	鳥獣被害防止特措法の	平成26年11月20日
説明資料No. 1	改正等について	保安課

1 鳥獣被害防止特措法の改正について（報告）

(1) 改正の概要

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）附則第3条第2項に基づき、有害鳥獣駆除に従事している者について設けられている銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の技能講習に係る特例の期限を2年間延長し、平成28年12月3日までとするもの（11月13日成立）。

(2) 施行日

公布の日（11月19日）

2 銃刀法施行規則の改正について（決裁）

(1) 改正の概要

上記鳥獣被害防止特措法の改正に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）において規定されている上記の特例の期限を改めるもの。

(2) 施行日

公布の日（11月中）

- 1 日時
平成26年11月18日（火）
- 2 開催場所
警視庁術科センター
- 3 開催結果

(1) 団体戦

ア 逮捕術大会

区分	優勝	第2位	第3位
第1部	警視庁	兵庫県警察	
第2部	三重県警察	岐阜県警察	茨城県警察
第3部	山梨県警察	富山県警察	石川県警察 島根県警察

イ 拳銃射撃競技大会

区分	優勝	第2位	第3位	第4位
第1部	愛知県警察	千葉県警察		
第2部	栃木県警察	鹿児島県警察	岡山県警察	
第3部	福井県警察	香川県警察	和歌山県警察	石川県警察

(2) 個人戦

ア 逮捕術大会

区分	優勝	第2位	第3位
女子個人戦	(奈良県警察)	(新潟県警察)	(神奈川県警察) / (兵庫県警察)

イ 拳銃射撃競技大会

区分	優勝	第2位
女子APの部	(警視庁)	(岩手県警察)
制服警察官の部	(千葉県警察)	(京都府警察)
私服警察官の部	(福井県警察)	(茨城県警察)
CPの部	(愛知県警察)	(愛媛県警察)
女性制服警察官の部	(大分県警察)	(神奈川県警察)

注：APとはエア・ピストル、CPとはセンター・ファイア・ピストルの略

- (3) 全勝賞及び満点賞
- 全勝賞 3名
- 満点賞 9名

※ 個人名は省略

1 制定の経緯

「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」については、本年2月以降、自民党の「リベンジポルノ問題に関する特命委員会」（委員長：平沢勝栄衆議院議員）において法案の取りまとめが行われてきたところ、11月19日、議員立法により成立したものの。

2 法律の概要

(1) 罰則

ア 公表罪…私事性的画像記録（物）を、第三者が撮影対象者を特定することができる方法で公表する行為を処罰（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

イ 公表目的提供罪…アの公表行為をさせる目的での提供行為を処罰（1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）

(2) 私事性的画像記録の削除

プロバイダ責任制限法の特例として、私事性的画像記録の流通によって権利を侵害された者から送信防止措置の申出があった場合において、プロバイダ等から情報発信者に対して当該措置に同意するか否か照会した日から二日を経過しても情報発信者から同意しない旨の申出がないときは、プロバイダ等が当該情報の送信防止措置を講じても民事上の賠償責任を負わない旨規定。

(3) 支援体制の整備等

国及び地方公共団体は、①被害者が当該犯罪事実の届出を行いやすくするために必要な捜査機関における体制充実、②私事性的画像に係る送信防止措置の申出先等に係る広報活動等の充実、③被害者に関する各般の問題について一元的にその相談に応ずるために必要な体制の整備等の措置を講ずる。

(4) 被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発

(5) 被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の在り方等に関する検討

政府は、この法律の施行後2年以内に、証拠の迅速な保全等に係る国際協力の在り方を検討するとともに、関係事業者の通信履歴等の保存の在り方につき検討を加え、必要な措置を講ずる。

3 施行期日

公布の日から施行。ただし、2(1)の規定は公布の日から起算して20日を経過した日から、2(2)の規定は公布の日から起算して1月を経過した日から施行。

京都府警察は、本年11月19日、自宅において夫を殺害したとして、その妻を殺人罪で通常逮捕した。

1 被疑者

住居 京都府向日市

() 67歳

2 被害者

住居 京都府向日市

A 男 75歳

3 逮捕事実の概要

被疑者は、平成25年12月28日ころ、京都府向日市の自宅において、夫である被害者に、シアン化合物を摂取させ、同人を青酸中毒により死亡させて殺害したものの。

4 捜査の経緯

- (1) 被害者の妻から「主人が倒れている」との119番通報がなされ、被害者が救急搬送されたが、病院において死亡を確認。
- (2) 京都府警察において、遺体の血液検査を実施した結果、シアン化合物を検出。
- (3) その後、所要の捜査を継続した結果、被害者の妻を殺人事件の被疑者と特定、同人を殺人罪で通常逮捕したものの。

1 経緯

- 最近の危険ドラッグ問題の深刻化を受け、与党・野党それぞれにおいて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法（注））の一部を改正する法律案を検討
 - 与野党協議を経て取りまとめられた与野党合意案が、11月14日の衆・本会議で可決。その後、11月19日の参・本会議で可決し、成立
- （注）医薬品医療機器等法は、昨年11月27日に公布され、本年11月25日に施行される予定の薬事法等の一部を改正する法律により、法律の題名が「薬事法」から改められるもの。

2 概要

- (1) 検査命令・販売等停止命令の対象拡大、広告中止命令及び広域的な規制の導入
 - 厚労大臣等による検査命令・販売等停止命令の対象として、現行の「指定薬物である疑いがある物品」に、「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を追加
 - 上記の命令の対象物品について広告中止命令を創設
 - 販売等停止命令の対象物品のうち、広域的に規制する必要がある物品を官報で告示し、名称・形状・包装等からみて同一と認められる物品の製造、輸入、販売、広告等を禁止（間接罰）
- (2) 指定薬物及び無承認医薬品に係る広告規制の拡充
指定薬物及び無承認医薬品について、厚生労働大臣等による広告中止命令を創設
- (3) プロバイダへの削除要請、損害賠償責任の制限
 - 厚生労働大臣等は、指定薬物等の違法広告があるときは、プロバイダに対し、削除要請ができる旨を規定
 - プロバイダが、指定薬物等の違法広告を削除した場合、情報の発信者に生じた損害については、賠償責任を免除
- (4) その他
指定薬物等の濫用防止のための教育・啓発に関する規定の創設 等

3 施行期日

公布の日から起算して20日を経過した日（11月27日公布、12月17日施行の見込み）

1 目的

多年にわたり暴力追放運動に尽力し、暴力団犯罪等の防止に多大な功労があった方及び団体に対し、表彰等を行うことにより、暴力団排除意識の高揚と暴力追放運動の活性化を図るもの。

※ 本大会は平成5年から開催されており、今年で22回目。

2 開催日時

平成26年11月25日（火） 午後2時～午後4時30分

3 場所

明治記念館（東京都港区元赤坂2-2-23）

4 主催

全国暴力追放運動推進センター、警察庁、都道府県暴力追放運動推進センター及び都道府県警察

5 後援・協賛

- 後援 ～ 内閣府など21団体
- 協賛 ～ 一般社団法人日本新聞協会など42団体

6 式次第

(1) 第一部（表彰式）

- 国歌斉唱
- 主催者挨拶
 - ・ 全国暴力追放運動推進センター会長
 - ・ 警察庁長官
- 来賓祝辞
 - ・ 国家公安委員会委員長
 - ・ 日本弁護士連合会会長（副会長代理出席）
- 内閣総理大臣メッセージ
- 来賓紹介
- 表彰
 - ・ 暴力追放功労者表彰 66人
 - ・ 暴力追放功労団体表彰 11団体
 - ・ 暴力追放功労職員表彰 24人
 - ・ 感謝状 1人、4団体
 - ・ 暴力追放ポスター・標語最優秀賞表彰 各1人
- 大会宣言

(2) 第二部（講演）

講演者

弁護士（前日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長）

成川 毅（なりかわ つよし）氏

演題：「これからの民事介入暴力対策」

1 現状と課題

- (1) 高速道路では、平成22年から25年の4年連続で死亡事故件数、死者数が増加。
- (2) 『高速道路に入り走行距離100km未満、時間にして約1時間以内』の場所で死亡事故が約5割発生。

このうち、約27%が居眠り運転や考え事などの漫然運転によるもの。

図1：死亡事故件数・死者数の推移

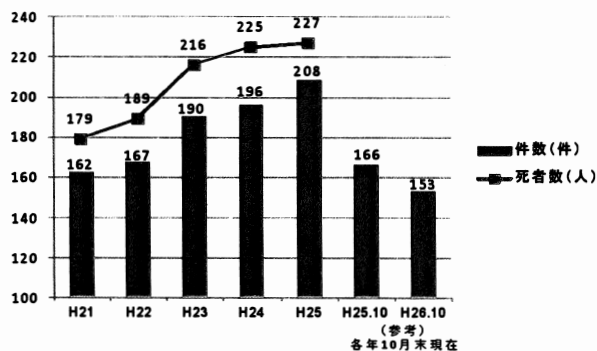
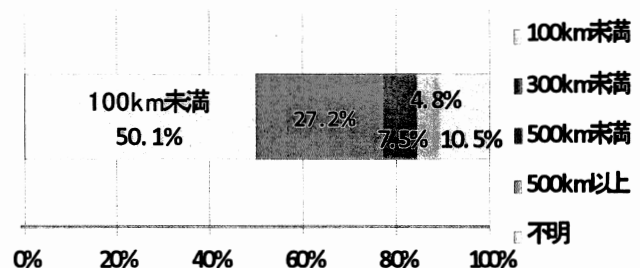


図2：第一当事者の高速道路走行距離別の死亡事故件数(過去5年累計)



2 対策

関係機関・団体の協力を得て、高速道路を利用する運転者に対し、高速道路に入ったら早目に休息をとり心身のリフレッシュとともに車両及び積載物の安全点検を促し、高速道路における安全走行を呼び掛ける啓発活動を実施。

3 活動

『レッツブレイク！(ひと息入れて安全運転)』をキャッチフレーズに全国実施

- (1) 期間：平成26年11月～平成27年12月

- (2) 参加機関・協力団体等

警察庁、国土交通省、高速道路株式会社（東日本・中日本・西日本・首都・阪神・本州四国連絡）、一般財団法人全日本交通安全協会、公益社団法人全日本トラック協会

- (3) 主な取組

ア キックオフイベントの開催

(ア) 11月29日(土)、常磐自動車道守谷サービスエリア(上り)において開催

(イ) 高速隊パトカーの乗車体験、発炎筒着火体験等を実施

イ チラシ・ポスター等の配布(約30万枚)

ウ 主なサービスエリア等においてキャンペーン活動を実施